

別表 1

廃棄物の受入基準と区分

	具体事項
共通事項	① 滋賀県内の事業所等で発生した産業廃棄物であること ② 資源化处理（資源化物の抜き取りに係る仕分け作業を含む。）もしくは減量処理を経た産業廃棄物であること（石綿含有廃棄物を除く） ③ 最大径が概ね 50cm 以下であること ただし、ゴムくず・廃プラスチック類は最大径概ね 15cm 以下、石綿含有廃棄物は最大径概ね 2 m 以下とする ④ 一般廃棄物または特別管理産業廃棄物でないこと ⑤ 液状の産業廃棄物でないこと ⑥ 著しい悪臭を発生するものや揮発性の溶剤を含むものでないこと ⑦ 油分を含まないこと ⑧ プリント基板・バッテリー・電池を含まないこと ⑨ 合成樹脂を発泡させたもの（ウレタンフォーム、発泡スチロール等）を含まないこと ⑩ 中空の状態でないこと（石綿含有廃棄物を除く） ⑪ 建物の解体に伴う廃棄物については、搬入時にアスベスト含有状況調査書を提出すること
廃棄物の区分	具体事項
燃えがら	① 予め水分を添加し加湿するか、袋に梱包することにより飛散防止措置を図っていること ② 火気・熱気を帯びていないこと ③ 埋立処分に係る判定基準を遵守していること ④ 廃棄物焼却炉（火床面積 0.5m ² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上）から排出される燃えがらについては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき実施する自主測定結果を年 1 回提出すること（3ng-TEQ/g を超えるものは受入不可） ⑤ 野焼き等の不適正処理で発生した燃えがらについては、ダイオキシン類の測定結果を提出すること
有機汚泥	① 含水率 85% 以下であること ② 埋立処分に係る判定基準を遵守していること（産業廃棄物の発生工程・使用原材料等によっては検査項目を追加又は省略することがある。）
無機汚泥	① 含水率 85% 以下であること ② 埋立処分に係る判定基準を遵守していること（産業廃棄物の発生工程・使用原材料等によっては検査項目を追加又は省略することがある。）
廃プラスチック類	① 石綿含有廃棄物を含まないこと ② 廃石綿等（特別管理産業廃棄物である飛散性石綿廃棄物）を含まないこと ③ 「自動車等破砕物」（自動車・バイクの破砕によって生じたもの）でないこと
紙くず	—
木くず	—
繊維くず	—
ゴムくず	① 建設系混合廃棄物に該当しないこと ② 「自動車等破砕物」（自動車・バイクの破砕によって生じたもの）でないこと

金属くず	① 「自動車等破砕物」(自動車・バイクの破砕によって生じたもの)でないこと
ガラス及び陶磁器くず	① 廃石膏ボードを含まないこと ② 石綿含有廃棄物を含まないこと
廃石膏ボード	① 石綿含有廃棄物を含まないこと ② 予め水分を添加し加湿するか、袋に梱包することにより飛散防止措置を図っていること
石綿含有廃棄物(非飛散性石綿廃棄物)	① 廃石綿等(特別管理産業廃棄物である飛散性石綿廃棄物)を含まないこと ② 梱包されていること ※ 工作物(建築物を含む)の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの(がれき類、廃プラスチック類に分類される物を含み、特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」を除く)
鉱さい	① 埋立処分に係る判定基準を遵守していること ② 火気・熱気を帯びていないこと ③ 予め水分を添加し加湿するか、袋に梱包することにより飛散防止措置を図っていること
がれき類	① 鉄筋等の異物が除去されていること ② 石綿含有廃棄物を含まないこと
建設系混合廃棄物(建設業に限る)	※ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物であって、安定型物と管理型物とを分離せず、もしくは安定型物の熱灼減量を5%以下になるように選別していないもの(分別排出や資源化物摂取後に残る、複数品目が一体不可分なもの)
管理型混合廃棄物Ⅰ	※ 産業廃棄物処分業(いわゆる中間処理業者)、資源回収処理業等から排出される廃棄物であって、種別が多種混合した状態で搬入されるもの
管理型混合廃棄物Ⅱ	※ 管理型混合廃棄物Ⅰのうち、いわゆるシュレッダーダスト、選別機等のふるい下の細かいもの等で、性状を特定して個別に契約したもの
ばいじん	① 予め水分を添加し加湿するか、袋に梱包することにより飛散防止措置を図っていること ② 火気・熱気を帯びていないこと ③ 埋立処分に係る判定基準を遵守していること ④ 廃棄物焼却炉(火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/h以上)から排出されるばいじんについては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき実施する自主測定結果を年1回提出すること(3ng-TEQ/gを超えるものは受入不可)
その他の廃棄物	① 会社との協議によること
残土等廃棄物以外	① 会社との協議によること